

妊娠と新型コロナウイルスの話

「今月のドクター」
申間市民病院
産婦人科
かわさき よしかず
河崎 良和先生

Q1 妊娠中に新型コロナウイルスにウイルスに感染すると、重症化しやすいのですか？

A1 妊娠中に新型コロナウイルスに感染しても、基礎疾患を持たない妊婦の場合は、その**重症度は同年代の女性と変わらない**とされています。しかし**妊娠後期**に感染すると、早産率が高まり、**重症化する妊婦がいることも報告**されています。さらに、肥満や高血圧、糖尿病のある妊婦や高齢の妊婦は重症化しやすいとされています。

Q2 胎児にも影響がありますか？

A2 胎児が感染したという報告はありますが、非常にまれだと考えられています。

妊娠初期や中期に感染した場合に、ウイルスが原因で胎児に**先天異常が引き起こされる可能性は低い**とされています。

Q3 妊娠中や授乳中または妊活中でもコロナワクチンを接種できますか？

A3 妊娠中、授乳中、妊娠を計画中の方でもコロナワクチンを**接種することはできます**。妊娠後期に感染した場合、重症化するリスクが高くなるという点においては、ワクチン接種のメリットが考えられます。日本産婦人科感染症学会および日本産科婦人科学会は、特に人口あたりの感染者が多い地域の方、感染リスクの高い医療従事者、保健介護従事者、重症化リスクが高い肥満や糖尿病など基礎疾患のある方については、積極的に接種を考慮することとしています。妊娠中の方は、産婦人科施設などでワクチンを接種することが望ましいですが、集団接種や、産科のない診療所などで接種する場合は、**接種する前後1週間以内の妊婦健診**が勧められています。妊娠を計画中の方については、接種後に長期の避妊は必要ありませんが、可能であれば妊娠する前に接種を受けるようにし、器

Q4 コロナワクチンは不妊症や流産の原因になりますか？

A4 米国の製薬会社の元職員がブログで発信した内容が発端となり、日本でもそのような「噂」がSNSなどで広がりました。しかし、**科学的な根拠は全くありません**。コロナワクチンの生殖に関する研究はまだ**完成はしていませんが、現時点では胎児や胎盤に対して毒性があるとか、不妊症になるといった報告はありません**。

じやがじやが

健康通信



介護保険サービスを利用したときは、原則として利用料の1/3割を支払いますが、所得の低い方には、負担を軽減する仕組みがあります。

介護保険施設（介護老人福祉施設・介護老人保健施設・介護療養型医療施設など）に入所したり、ショートステイを利用した場合、食費・部屋代については、本人による負担が原則ですが、低所得の方については、食費・部屋代の負担軽減を行っています。この負担軽減の適用期間は1年間で、その年の8月1日から翌年の7月31日までとなっており、7月～8月の間に申請を行う必要があります。

申請者の要件
令和3年8月より申請者の要件が変わりました。『世帯全員が市民税非課税であるか、生活保護などを受給している』という要件は変わりませんが、年金収入などの額および預貯金額の基準が変わりましたので、下記の一覧表をご参照ください。

申請に必要な物
・本人および配偶者名義の通帳および有価証券など（預貯金扱い）
・本人および配偶者の印鑑
申請先
医療介護課介護保険係（市総合保健福祉センター⑥番窓口）

※8月以降、施設入所やショートステイを利用する予定がない方については申請をする必要はありません。必要になった際に申請することができます。※8月以降に利用予定があり、申請がまだお済みでない方は、お早めに申請をしてください。

問 医療介護課介護保険係 ☎ 72-0333（内線510、514）

利用者 負担段階	対 象 者	負担限度額（日額）				
		部 屋 代			食 費	
					施設入所者	ショートステイ 利用者
第1段階	・世帯全員（世帯分離している配偶者含む）が 市民税を課税されていない方で、老齢福祉年 金を受給されている方 ・生活保護などを受給されている方	多床室		0円	300円	300円
		従来型個室	(特養など)	320円		
			(老健・療養など)	490円		
		ユニット型準個室		490円		
		ユニット型個室		820円		
第2段階	・世帯全員（世帯分離している配偶者含む）が 市民税を課税されていない方で、合計所得金 額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合 計が年間80万円以下の方 ・預貯金額が、単身 650 万円、夫婦 1,650 万円以下	多床室		370円	390円	600円
		従来型個室	(特養など)	420円		
			(老健・療養など)	490円		
		ユニット型準個室		490円		
		ユニット型個室		820円		
第3段階①	・世帯全員（世帯分離している配偶者含む）が 市民税を課税されていない方で、合計所得金 額と課税年金収入額と非課税年金収入額の合 計が年間80万円を超え120万円以下の方 ・預貯金額が、単身 550 万円、夫婦 1,550 万円以下	多床室		370円	650円	1,000円
		従来型個室	(特養など)	820円		
			(老健・療養など)	1,310円		
		ユニット型準個室		1,310円		
		ユニット型個室		1,310円		
第3段階②	・世帯全員（世帯分離している配偶者含む）が市 民税を課税されていない方で、合計所得金額 と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計 が年間 120 万円を超える方 ・預貯金額が、単身 500 万円、夫婦 1,500 万円以下	多床室		370円	1,360円	1,300円
		従来型個室	(特養など)	820円		
			(老健・療養など)	1,310円		
		ユニット型準個室		1,310円		
		ユニット型個室		1,310円		
第4段階	・上記以外の方	負担限度額適用なし				

※夫婦の預貯金は、施設入所などで世帯を分離している場合も含まれます。

国民健康保険・後期高齢者医療保険に加入されている皆さんへ

「限度額適用認定証の更新時期です」

限度額適用認定証とは、高額な外来診療や入院の際、あらかじめ医療機関の窓口へ提示すると、医療費の窓口負担が一定の金額にとどめられるものです。

対象の認定証

- 宮崎県国民健康保険限度額適用 標準負担額減額認定証
- 後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証
- 更新手続きについて**
- 国民健康保険に加入されている方
有効期限が令和3年7月31日の認定証は、窓口にて更新の手続きが必要です。
- 8月2日（月）から受付を開始しますので、8月中に更新手続きをお願いします。
- 後期高齢者医療保険に加入されている方
現在、認定証をお持ちの方には、新しい物を7月までに送付しました。

申請に必要な物
①保険証
②代理の方の申請の場合はその方の身分証明書

申間市国保の特定健診の受診期間を1カ月延長します

申間市国保の特定健診の受診期間は、6月1日（火）～11月30日（火）としていましたが、当初のお知らせで「できるだけ8月1日以降の受診」をお願いしていました。それに伴い、受診期間の終了を1カ月延長し、12月31日（金）まで受診できますのでお知らせします。受診券はそのままだからこそ、1年に1回の受診チャンスをお見逃しなく！

問 受診券は5月下旬に発送済みです。お手元ない場合は再発行しますので、お問い合わせください。
医療介護課医療保険係 ☎ 72-0333（内線513）



●申間市民病院産婦人科 診療日・診療時間

	月	火	水	木	金	土/日
午 前	○	○	○	○	○	×
午 後	○	○	○	○	○	×

午前8時半～正午（注：月曜日は午前10時開始）

午後2時～午後5時（受付は午後4時まで）

※急遽、変更となることがありますので、初診または予約外での受診の際はお問い合わせください。

■問い合わせ先＝申間市民病院 ☎ 72-1234